	伝染性皮下造血器壊死症 急性肝膵臓壊死症 伝染性筋壊死症 バキュロウイルス・ペナエイ感染症 エビの潜伏死病
うしえび	イエローヘッド病 壊死性肝膵炎 タウラ症候群 伝染性皮下造血器壊死症 急性肝膵臓壊死症 伝染性筋壊死症 バキュロウイルス・ペナエイ感染症 鰓随伴ウイルス病 モノドン型バキュロウイルス感染症
こうらいえび	イエローヘッド病 壊死性肝膵炎 タウラ症候群 伝染性皮下造血器壊死症 急性肝膵臓壊死症 バキュロウイルス・ペナエイ感染症 エビの潜伏死病 鰓随伴ウイルス病 モノドン型バキュロウイルス感染症
リトペネウス属（*Litopenaeus*）えび類（しろあしえびを除く。）	イエローヘッド病 壊死性肝膵炎 タウラ症候群 伝染性皮下造血器壊死症 伝染性筋壊死症 バキュロウイルス・ペナエイ感染症
ペネウス属（*Penaeus*）えび類（うしえびを除く。）	イエローヘッド病 壊死性肝膵炎 タウラ症候群 伝染性皮下造血器壊死症 伝染性筋壊死症 バキュロウイルス・ペナエイ感染症
フェネロペネウス属（*Fenneropenaeus*）えび類（こうらいえびを除く。）	イエローヘッド病 壊死性肝膵炎 タウラ症候群 伝染性皮下造血器壊死症

	バキュロウイルス・ペナエイ感染症 鰓随伴ウイルス病 モノドン型バキュロウイルス感染症
メリセルトゥス属（*Melicertus*）えび類 よしえび属えび類	イエローヘッド病 壊死性肝膵炎 タウラ症候群 伝染性皮下造血器壊死症 バキュロウイルス・ペナエイ感染症 モノドン型バキュロウイルス感染症
くるまえび科（くるまえび、リトペネウス属、ペネウス属、フェネロペネウス属、メリセルトゥス属及びよしえび属を除く。）えび類	イエローヘッド病 壊死性肝膵炎 タウラ症候群 伝染性皮下造血器壊死症 バキュロウイルス・ペナエイ感染症
さくらえび科あきあみ属えび類 てながえび科えび類	イエローヘッド病
とこぶし ふくとこぶし	アワビヘルペスウイルス感染症
えぞあわび くろあわび まだかあわび めがいあわび	アワビの細菌性膿疱症
まがき属かき類	カキヘルペスウイルス1型変異株感染症（*μvar*に限る。）
ほたてがい	パーキンサス・クグワディ感染症
まぼや	マボヤの被嚢軟化症

第一条の二第二項中「もの（生きているものに限る。）」を「水産動物であつて、次に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一　生きている水産動物（食用に供するものにあつては、公共の用に供する水面又はこれに直接排水する施設において保管するものに限る。）

二　生きていない水産動物（加工したものを含み、養殖の用に供するもの（魚粉及び魚油を除く。）に限る。）

第一条の五の表を次のように改める。

水産動物	期間
さけ科魚類	十日（ウイルス性出血性敗血症の病原体を広げるおそれがないとは認められない場合にあつては十五日、旋回病の病原体を広げるおそれがないとは認められない場合にあつては四十二日、ピシリケッチア症の病原体を広げるおそれがないとは認められない場合にあつては八十四日）